

## II インボイス制度が始まるとどうなる？

### ● 自社が課税事業者である場合

課税事業者である自社は仕入税額控除を行い、消費税を納付します。仕入先からインボイスを入手できないと、自社は仕入税額控除ができません。そのため、自社の税負担の増加につながる可能性があります。ただし、簡易課税制度を選択している場合には、みなし仕入率に基づき仕入税額控除の計算をしますので、自社の税負担は増加しません。

### ● 自社が免税事業者である場合

免税事業者である自社は、消費税の納付が免除されますが、インボイスを発行することができません。自社がインボイスを発行しないと、販売先は仕入税額控除をすることができません。それにより、販売先の税負担が増加するので、取引を見直される可能性があります。このような状況にならないよう、インボイスの発行を希望する場合は、インボイス発行事業者の登録申請をご検討ください。

### (参考) 仕入税額控除の仕組み

仕入税額控除とは、事業者の売上に係る消費税額から仕入に係る消費税額を差し引き、その差額を納付するルールです(本則課税の場合)。

例えば卸売業者は…

- ①完成品製造業者から仕入をする時に「50,000円+消費税5,000円」を支払う。
  - ②小売業者に製品を販売する時に「70,000円+消費税7,000円」を受け取る。
- この場合、(売上で預かった消費税7,000円) - (仕入で支払った消費税5,000円) を計算し、差額の2,000円を納付することになります。



## III インボイス登録申請判定 簡易フローチャート

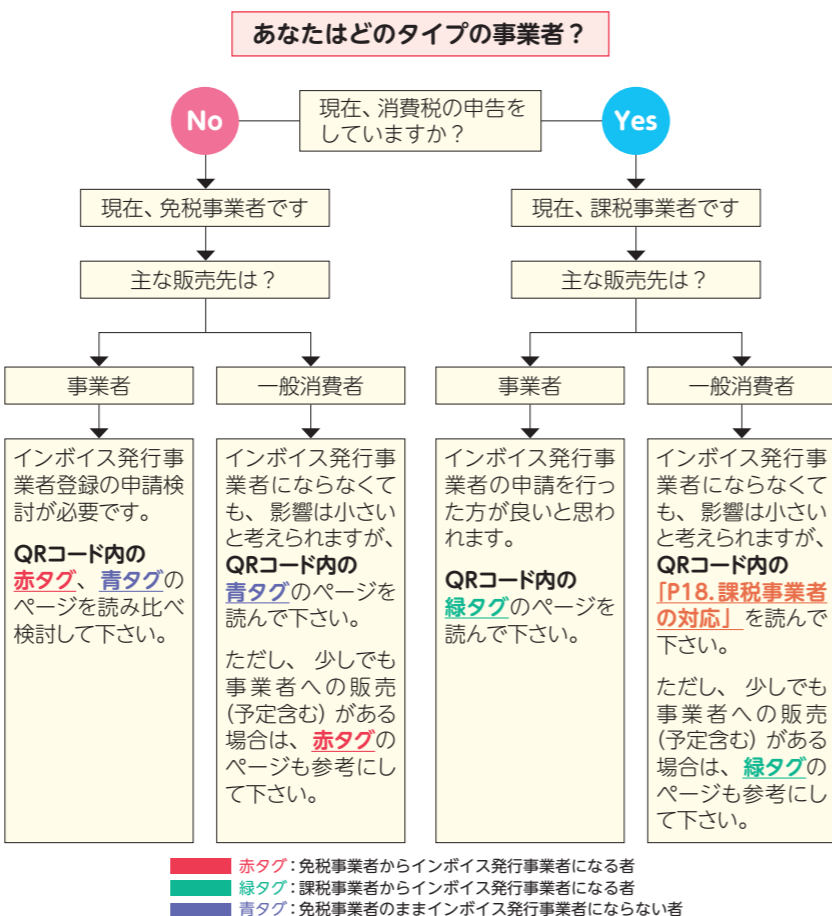
ご自身がどのタイプの事業者にあたるか、フローチャートで確認してみましょう。

該当するタイプを確認したら、下のQRコードを読み取り該当するページを読み進めると対応すべきことが把握できます。

また、より詳しい制度内容やインボイス導入に向けた具体的な対応などについても解説していますので、ぜひ一度ご確認ください。

■ 中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策 [第2版]

《インボイスコールセンター》  
インボイス制度に関する質問・相談を受け付けています。  
フリーダイヤル 0120-205-553 (無料)  
9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)



特集

# 2023年10月から

# インボイス制度が始まります!

## ~自社の状況を整理し、早めの対策を行いましょう~

2019年(令和元年)10月より消費税軽減税率が開始されたことに伴い、2023年(令和5年)10月1日から「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」が導入されます。インボイス制度がスタートすると、課税事業者・免税事業者どちらも大きな影響を受ける可能性があります。いよいよ制度導入が間近に迫ってきましたが、改めて制度の概要や自社における対応を確認し、準備を進めていきましょう。

## I インボイス制度の概要

### ● インボイス制度とは

2023年(令和5年)10月1日から始まる消費税の申告納付に係る制度で、インボイスと呼ばれる『一定の要件を満たす請求書(適格請求書)』のやり取りを通じ、インボイスを受け取った者のみ、消費税の仕入税額控除ができるようにする制度です。

### ● インボイス(適格請求書)とは

インボイスとは、販売先に対し、税率と税額を正確に伝えるために、下記の①~⑦を記載した請求書のことです。従来の区分記載請求書に加えてインボイスで新たに記載が必要となるのは、②登録番号、⑤適用税率、⑥税率ごとに区分した消費税額等になります。

### ● インボイス発行事業者の登録申請について

インボイスは、誰でも無条件に発行できるものではありません。インボイスを発行するには、税務署長に登録申請書を提出し、登録番号の通知を受ける必要があります。また、インボイスを発行できるのは消費税の課税事業者のみであるため、これまで免税事業者であった者が登録する場合は、消費税の課税事業者になる必要があります。

《インボイスのイメージ》  
従来の区分記載請求書にも必要な項目: ①発行者の氏名または名称, ②取引年月日, ④取引の内容(軽減税率の対象品目である旨), ⑤税率ごとに区分して合計した対価の額, ⑦受領者の氏名または名称.  
請求書: 2023年10月分, 10月15日 朝ごはん 550円, 10月15日 牛肉 5,450円, 合計 6,000円. ⑤ 10%対象 22,000円, 5%対象 2,000円, 10%対象 21,800円, 5%対象 1,500円.  
インボイス制度導入前には記載の必要がなかった項目: ③登録番号, ⑥税率ごとに区分した消費税額等.  
インボイスの記載事項: ①発行者の氏名または名称, ②登録番号, ③取引年月日, ④取引の内容(軽減税率の対象品目である旨), ⑤税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率, ⑥税率ごとに区分した消費税額等, ⑦受領者の氏名または名称.